

(公社) 徳島森林づくり推進機構入札・契約情報公表要領

平成29年4月1日最終改訂

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人徳島森林づくり推進機構が発注する事業の請負及び委託業務に係わる競争入札の予定及び競争入札の結果の公表について必要な事項を定める。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 当該年度に発注することが見込まれる機構事業(設計額が250万円を超えないと見込まれるものを除く)に係る次に掲げるもの見通しに関する事項を記載した発注一覧表により公表するものとする。

- (1) 事業(工事)の名称、路線名等、事業(工事)箇所、工期、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期

(契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第3条 一般競争入札を行うときは、閲覧期間内において、指名競争入札を行うときは、指名通知後において、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入札情報を公表するものとする。

- (1) 事業(工事)の名称、路線名等、事業(工事)箇所、種別及び概要
- (2) 開札予定日時
- (3) 設計額
- (4) 契約予定日
- (5) 予定工期
- (6) その他

2 指名競争入札を行ったときは、落札者決定後、当該事業ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入札比較表を公表するものとする。

- (1) 事業(工事)の名称、路線名等、事業(工事)箇所、種別及び概要
- (2) 開札日時
- (3) 入札参加者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (5) 予定価格
- (6) 最低制限価格(最低制限価格の設定及び公表要領)
- (7) ランダム係数

(閲覧所の設置及び公表の方法)

第4条 前2条に規定する書類の公表は、機構事務所に閲覧所を設けて簿冊を閲覧に供する方法及びインターネットにより電磁的に閲覧に供する方法により行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領の改訂は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領の改訂は、平成29年4月1日より施行する。